

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅 ● 認定低炭素住宅
 - (c) 新築されたもの (e) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外
 - (ハ) 第42条の2の3のうち、増築部分に係る抵当権設定登記

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住 所

氏 名

所有者 または 取得者	住 所			
	氏 名			
家 屋 の 所 在 地				
建 築 年 月 日		年	月	日
取 得 年 月 日		年	月	日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合)		(1) 売買	(2) 競売	
構 造		造		
床 面 積		㎡	家屋番号	
区分所有家屋の耐火性能 (区分所有家屋の場合記入)		(1) 耐火 又は 準耐火		(2) 低層集合住宅
備 考				